

# 知多市みんなで支え合う防災減災推進基本条例逐条解説

## 目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 災害予防対策（第10条－第14条）

第3章 災害応急対策（第15条－第19条）

第4章 復興対策（第20条）

第5章 応援協力（第21条・第22条）

附則

私たちのまち、知多市は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、これまで地域防災計画を作成し、修正を重ね、地震対策を積極的に推進してきた。

また近年、日本各地では、大型台風や局地的な集中豪雨に起因する災害が多発し、大きな被害をもたらしており、県内においても平成12年9月の東海豪雨や平成20年8月末豪雨では、甚大な被害が発生した。

こうした状況において、本市においては、災害から市民のいのち、身体及び財産を最優先で守り、市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、安全で強靱なまちづくりの推進を最重要課題として位置付け、建物の耐震化などのほか、地域社会の基盤となる人と人との絆づくり及び防災意識や防災技術の向上に努めてきた。

災害が発生した場合には、行政が市民等を支援する「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域でお互いが助け合う「共助」が、大きな力となる。

市民、自主防災組織、事業者、市及び議会が、それぞれの責務や役割を十分理解し、これらが一体となって、災害に立ち向かう強い決意を明確に示し、相互に

連携、協働し、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関する体制を整備し、災害から市民を守り、災害に強い安全で強靱なまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

## 第1 趣旨

前文においては、この条例を制定することとなった背景から、この条例が目指す知多市の姿について明記しています。

## 第2 解釈・運用

1 全国各地で多発する災害被害、知多市を取り巻く状況、災害の状況を踏まえて見えてくる災害対応への新たな視点や考え方、自然災害等に対する備えや対策が必要であること、そして、市民、自主防災組織、事業者、市及び議会が一体となって、災害に強い安全で強靱なまちづくりを進めるため、基本となる理念と決意を示すものです。

2 自治体の政策の基本は、これまで各種の「計画」として定められていましたが、地方分権改革以後、それらは「条例」によって定められるようになってきています。「計画」は、原則として市長の権限で作成することができ、延期したり変更することも容易です。これに対して「条例」は、議会審議という民主的なプロセスを経ており、法的根拠を有するため、簡易には変えられるものではなく、「計画」に比べると、より重みがあります。

したがって本条例は、知多市地域防災計画の上位法として位置付けられるものです。

3 一般的に言えば、自治体が独自の地域課題に対応した政策を決定し、実施するためには、これを法的に裏付けるという意味で条例化をすることが望ましいと言えます。自治体の政策は、それを条例で規範化することで確固たる基盤を持ち、議会の審議による民主性の確保という正当性を持つことができるからです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、防災対策についての基本理念を定め、市民、自主防災組織及び事業者（以下「市民等」という。）、市並びに議会の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策、復興対策及び応援協力に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、被害を最小限に軽減し、もって市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

### 第1 趣旨

本条は、「知多市みんなで支え合う防災減災推進基本条例」（以下「条例」という。）の目的を明らかにし、市が推進する防災対策の基本的な考え方を示すものです。

### 第2 解釈・運用

- 1 本条は、条例全体の指針となるもので、各条文の解釈と運用に当たっては、本条に照らしながら、その趣旨に沿って行うものとします。
- 2 「防災対策についての基本理念を定め」とは、防災対策を推進するに当たっては、防災に対する市（行政）の根本的な考え方が重要となることから、それを「基本理念」として定めるものであります。基本理念の詳細については、第3条で規定しています。
- 3 「市民、自主防災組織及び事業者（以下「市民等」という。）、市並びに議会の災害対策における責務を明らかにする」とは、基本理念に基づき市民、自主防災組織、事業者、市及び議会に、災害対策における責務及び役割を示し、それぞれが一体となって取り組むことを目指したもので、その詳細については第5条から第9条までで規定しています。
- 4 「災害予防対策、災害応急対策、復興対策及び応援協力に関する基本的な事項」とは、防災・減災対策の柱となる4つの項目それぞれに対し、市民、自主防災組織、事業者、市及び議会が一体となって取り組む基本的な事項を定めた

もので、その詳細は、第2章から第5章までで規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害により被災した地域の復旧、復興を図ることをいう。
- (3) 減災 災害が発生した場合における被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取組をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業活動又は経済活動を営む法人又は個人をいう。
- (6) 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、コミュニティ、町内会、自治会、行政区等を単位として自主的に結成された防災組織で、市民が連帯して防災活動を行う任意団体をいう。
- (7) 防災関係機関 警察、自衛隊、報道機関、法第2条第4号に規定する指定地方行政機関、同条第5号に規定する指定公共機関、同条第6号に規定する指定地方公共機関、一部事務組合等、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (8) 要配慮者 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、何らかの配慮が必要とされる高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者及び日本語が不自由な外国人等をいう。
- (9) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
- (10) 帰宅困難者 市民及び市外から市内に勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者で帰宅することが困難になった者をいう。

第1 趣旨

本条は、この条例における基本的な用語について定義し、各条の解釈をする上での用語の明確化を図ったものです。

## 第2 解釈・運用

### (第1号関係)

- 1 「大規模な火事、爆発、事故等により生ずる被害」とは、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故等により生ずる被害を含みます。

### (第2号関係)

- 2 「災害により被災した地域の復旧、復興」とは、災害により損壊した公共施設、民間施設、ライフライン（道路、電気、ガス、通信、上下水道等）を元の状態に戻し、まちを再び活力ある盛んな状態に立ち直すことをいいます。

### (第4号関係)

- 3 「市民」の範囲について、市内に住所を有する者に限らず、住所を有しないが市内に居住している者も含めることとしたものです。

### (第5号関係)

- 4 「事業者」の範囲について、広く一般に事業活動又は経済活動を行う者全てとしたものです。

### (第6号関係)

- 5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項では、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を遂行するため、市町村長は、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならないと定めています。

### (第7号関係)

- 6 「法第2条第4号に規定する指定地方行政機関」とは、内閣府、宮内庁及び省庁に置く地方支分局を指しますが、本市においては名古屋地方气象台、中部地方整備局及び第四管区海上保安本部が該当します。

- 7 「同条第5号に規定する指定公共機関」とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものを指しますが、本市においては、西日本電信電話株式会社、東邦ガス株式会社、中部電力株式会社及び日本郵便株式会社が該当します。
- 8 「同条第6号に規定する指定地方公共機関」とは、地方独立行政法人及び港湾局、土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定するものを指しますが、本市においては、名古屋港管理組合、鉄道事業会社（名古屋鉄道株式会社及び名古屋臨海鉄道株式会社）、一般社団法人愛知県LPガス協会が該当します。
- 9 土地改良区は、法第2条第6号に規定する指定地方公共機関になり得ますが、知多市土地改良区については、愛知県が指定する指定地方公共機関に含まれないため、ここでは除外し、「一部事務組合等」に含まれるものとします。
- 10 「一部事務組合等」とは、西知多医療厚生組合及び知多市土地改良区をいいます。
- 11 「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」とは、自主防災組織、知多郡医師会知多市医師団、知多市歯科医師会、知多市薬剤師会、知多市社会福祉協議会及び社会福祉団体、知多市赤十字奉仕団、農業協同組合、商工会等産業経済団体、知多市建設業協力会、指定給水装置工事事業者及び知多市排水設備指定工事人、知多市危険物安全協会、知多市石油コンビナート等特別防災区域保安連絡協議会並びにアマチュア無線クラブをいいます。

(第9号関係)

- 12 本市では、次の者のうち、災害時の支援を希望する者を避難行動要支援者といいます。

(1) 身体障がい者のうち、その障がいの程度が1級若しくは2級（内部障がいを除く。）又は下肢、体幹機能に係る障がいの程度が3級の者

※ 内部障がいの定義

身体障害者福祉法で定める障がいのうち、次の7つを指します。

- ① 心臓機能障害
- ② 腎臓機能障害
- ③ 呼吸器機能障害
- ④ 膀胱・直腸機能障害
- ⑤ 小腸機能障害
- ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（H I V感染症）
- ⑦ 肝臓機能障害

(2) 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA判定の者又はB判定の者で災害時に自ら避難することが困難で支援が必要であると認められるもの

(3) 精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級のもの

(4) 民生委員が行う生活状況調査により、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は65歳以上の者のみで構成される高齢者世帯として把握されている者

(5) 上記以外で重度の要介護認定を受けている者がいる世帯や、地域において支援が必要と認めた者

(第10号関係)

13 「帰宅困難者」の範囲について、市民のほか、市外からの通学者、通勤者や一時的に滞在している者も含めることとしたものです。

(基本理念)

第3条 市民等、市及び議会は、防災に関する基本的責務を有しており、次に掲げる理念に基づき、継続的な災害対策の充実及び強化に努めなければならない。

(1) 自らの身は、自らが守る自助の理念

(2) 地域コミュニティ等においてお互いが助け合い、お互いを災害から守る共助の理念

(3) 市が市民を災害から守る公助の理念

2 市民等、市及び議会は、地域全体で災害対策に取り組む防災協働社会の形成推進を図るとともに、過去の災害から得られた知識及び教訓を後世に伝え、今後起こり得る災害に備えるよう努めなければならない。

3 大規模かつ広域的な災害においては、市民等、市及び議会は、自らの安全を確保した上で、周囲を助ける支援者として協力する体制の構築に努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、市民等、市及び議会が、それぞれの責務を果たしていくことができるよう、本市の防災対策に関する基本的な考え方を「基本理念」として明らかにしたもので、第5条から第9条までの根幹となるものです。

第2 解釈・運用

1 防災対策は、以前は行政が担うべきものという風土や認識が根底にありましたが、平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」、平成23年3月に発生した「東日本大震災」、平成28年4月に発生した「熊本地震」では、行政そのものが被災し、機能不全の状態に陥り、住民生活に大きな影響を及ぼしました。そこで本条では、行政だけでなく、市民等も防災に関する基本的責務を有していることを明示しています。

(第1項関係)

2 第1項は、市民等、市及び議会が、防災に関する基本的責務を有していることを述べるとともに、災害時、行政が行う「公助」だけでは、市民の安全を確

保し市民を災害から守り切ることができないことから、自らの身は自らが守るという「自助」と、地域において互いに助け合い、市民同士で守るという「共助」に積極的に取り組み、市民等、市及び議会が、それぞれの責務と役割を果たし、「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携により、災害対策の充実及び強化に努めるという思いを、基本理念として明らかにしたものです。

(第2項関係)

- 3 第2項は、市民等、市及び議会が、災害の被害を軽減するため、地域の人々がお互いに協力し合う社会の形成を目指すとともに、過去の地震、風水害等から得られた知識や教訓を若い世代に伝えることにより、やがて来る災害に備えるという思いを明らかにしたものです。

(第3項関係)

- 4 第3項は、大規模かつ広域的な災害においては、市民等、市及び議会等社会の様々な主体が協働して、被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならないことを明らかにしたものです。

(地域防災計画への反映)

第4条 法第16条第1項の規定により設置された知多市防災会議は、法第42条第1項の規定により作成された、知多市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を尊重し、及び反映させなければならない。

#### 第1 趣旨

本条は、条例を知多市地域防災計画の上位に位置付け、条例で定めた市としての防災の基本的な考え方を尊重し、知多市地域防災計画に反映させることとするものです。これにより、知多市地域防災計画の内容と、条例が目指す災害対策の施策展開との整合性が図られ、知多市地域防災計画の実効性が高まります。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら災害に備えるため基本理念にのっとり、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修・補強
- (2) 地震による家具等の転倒落下防止、ガラス等の飛散防止及び出火防止のための火気使用設備、器具の転倒防止
- (3) 災害時における初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 飲料水、食糧、医薬品その他の生活必需品の備蓄、資機材及び非常用持ち出し袋の用意
- (5) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (6) 災害発生時における外出先からの帰宅方法、家族間の連絡方法及び集合場所の確認
- (7) 防災情報の収集並びに家族及び周囲への伝達体制の確立
- (8) 市、自主防災組織又は事業者との災害対策活動における連携及び協力
- (9) 防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加、協力による知識及び技術の習得等

2 市民は、自らが居住する地域の一員である責任及び役割を自覚するとともに、日頃から地域社会に関心を持ち、近隣世帯間の相互協力、地域でのつながりを意識した、顔の見える絆づくりに努めるものとする。

3 市民は、災害発生時において、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 自己及び家族の安全確保
- (2) 地域の一員としての、市民相互の安全確保
- (3) 市、自主防災組織又は事業者との相互協力による災害応急対策

## 第1 趣旨

本条は、条例の目的を達成するために、市民が自らの責任において、平常時又は災害発生時に行うべき基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について具体的な手段を講ずるよう、努力義務を定めたものです。

## 第2 解釈・運用

### (第1項第1号関係)

- 1 「所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修・補強」とは、所有する建築物のうち、家屋については、市等が行う耐震診断により耐震性を確認し、診断結果が「倒壊する可能性が高い、又は倒壊する可能性がある」と判定されたものについては、耐震改修・補強を行うことをいいます。

また、塀などの工作物についても、自己点検を行い、必要に応じて改善等を行うことをいいます。

### (第1項第2号関係)

- 2 「家具等の転倒落下防止、ガラス等の飛散防止」とは、L型金具、ベルト式器具、ポール式器具、ストッパー式器具等を用いた家具の転倒落下防止や、窓に飛散防止フィルムを貼ることにより、災害時に危険なガラス片が飛び散るのを防ぐことをいいます。

### (第1項第3号関係)

- 3 「初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備」とは、平常時から消火器及び消火栓の位置確認、救急箱の準備等を行い、災害発生時にそれらを円滑に使用できるよう備えておくことをいいます。

### (第1項第4号関係)

- 4 「飲料水、食糧、医薬品その他の生活必需品」とは、次のものをいいます。

- (1) 飲料水

1人1日3リットルを目安とし、7日分程度

- (2) 食糧

インスタント食品、乾パン、アルファ米、缶詰、高齢者や乳幼児のための食品等を7日分程度

- (3) 医薬品

消毒液、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、常用している薬、お薬手帳、脱脂綿、ばんそうこう、包帯等

- (4) 日用品

ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、懐中電灯、ラジオ、電池、缶切り、ナイフ、マッチ、ライター等

(5) 衣類

下着、肌着、防寒服、毛布、軍手等

(6) 感染症の予防及び拡大防止に必要な物資

マスク、消毒液、体温計等

(7) その他

ヘルメット、携帯トイレ、現金、印鑑、預金通帳、保険証、証書等

(第1項第5号関係)

5 「避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認」とは、実際に避難所、避難場所までの避難経路を徒歩等で確認するとともに、ブロック塀の倒壊や崖崩れ等のおそれがある危険箇所等を把握し、防災マップや津波ハザードマップに記載し、災害発生時に避難する方法の確認を行うことをいいます。

6 「避難所」とは避難生活を送るための屋内施設（小中学校など）をいい、「避難場所」とは切迫した災害の危険から逃れるための場所（小中学校グラウンド、旭公園、七曲公園など）をいいます。市が指定する避難所及び避難場所の一覧については、市ホームページに掲載しています。また、これ以外にも、避難のため一時的に集合する場所を決めている地域もあります。

(第1項第6号関係)

7 「家族間の連絡方法」の確認とは、大きな災害が起きた際、人々が一斉に電話やインターネットを使用すると回線が混み合い、家の電話や携帯電話がつながりにくくなるため、あらかじめ家族間の連絡方法として災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板の利用等を決めておくことをいいます。

8 「集合場所」の確認とは、避難する場所を確認し、そこまでのルートを家族で決めておくことをいいます。避難する場所の利用用途は、災害の規模や種類によっても違ってきますので、いざというときのために家族で避難する場所を確認しておくことが大切です。

(第1項第7号関係)

9 「防災情報の収集」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙、

出前講座等の機会を通じて、防災・減災に関する情報を収集することをいいます。

- 10 「家族及び周囲への伝達体制の確立」とは、常日頃から家族や近所とのコミュニケーションを大切にし、災害発生時には、家族・市民同士で連絡がスムーズに行えるように努めることをいいます。

(第1項第8号関係)

- 11 「災害対策活動における連携及び協力」とは、地域が行う自主防災訓練への協力、高齢者等への避難支援体制の構築等、平常時から自発的な災害対策活動の推進に努めることをいいます。

(第3項第3号関係)

- 12 「災害応急対策」とは、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置を講ずることであり、その内容は、第3章で規定しています。

(自主防災組織の責務)

第6条 自主防災組織は、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (2) 防災知識の普及及び防災訓練
- (3) 防災用資機材等の調達、備蓄及び管理
- (4) 自主防災組織の活動を担う人材の育成
- (5) 地域における災害危険箇所、避難場所、避難方法の把握及び市民等への周知

2 自主防災組織は、地域の実情を勘案し、市民及び事業者が自主防災組織の活動に参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 自主防災組織は、災害発生時に市民の安全を確保するため、市、市民及び事業者と相互に協力して、災害対策に努めなければならない。

## 第1 趣旨

本条は、自主防災組織が自らの責任において、平常時又は災害発生時に行うべき基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について具体的な手段を講ずるよう努力義務を課したものです。

## 第2 解釈・運用

(第1項第1号関係)

- 1 「防災情報の収集」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙、出前講座等の機会を通じて、防災・減災に関する情報を収集することをいいます。
- 2 「伝達体制の確立」とは、災害発生時に連絡がスムーズに行えるよう、あらかじめ伝達ルートの確認を行っておくことをいいます。

(第1項第3号関係)

- 3 「防災用資機材等」とは、次のものをいいます。
  - (1) 飲料水及び食糧関係

非常用保存水、インスタント食品、乾パン、アルファ米、缶詰等

(2) 情報連絡関係

電池式メガホン、ラジオ、無線機等

(3) 消火関係

簡易水槽、ヘルメット、水バケツ等

(4) 水防関係

ロープ、つるはし、防水シート、シャベル、救命胴衣等

(5) 救出救護関係

A E D、テント、ジャッキ、チェンブロック、チェーンソー、救急箱、  
毛布等

(6) 給食給水関係

給水タンク、緊急用ろ水装置、ハソリ等

(7) 避難所関係

発電機、投光機、簡易トイレ、寝袋、簡易コンロ、電工ドラム、マスク、  
消毒液、体温計等

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その社会的責任に基づき、自ら災害に備えるため、平常時から次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (2) 地震による機器設備等の転倒落下防止及びガラス等の飛散防止
- (3) 初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備
- (4) 飲料水、食糧その他の必要となる物資の備蓄
- (5) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の従業員及び事業所に来所する者への周知
- (6) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (7) 従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加による知識及び技術の習得
- (8) 事業継続に係る計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
- (9) 市、市民又は自主防災組織及び消防団等との災害対策活動における連携及び協力

2 事業者は、災害発生時において、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 従業員及び事業所に来所する者並びに管理する施設及び設備の安全確保
- (2) 地域の一員としての、事業所周辺地域の市民の安全確保
- (3) 市、市民及び自主防災組織との相互協力による災害応急対策
- (4) 従業員の一斉帰宅の抑制及び帰宅困難者対策のための飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資の供給

## 第1 趣旨

本条は、事業者が自らの社会的責任において、平常時又は災害発生時に行うべき基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について具体的な手段を講ずるよう努力義務を課したものです。

## 第2 解釈・運用

### (第1項第1号関係)

- 1 「所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修」とは、所有する建築物のうち、事業所については、耐震診断により耐震性を確認し、診断結果が「倒壊する可能性が高い、又は倒壊する可能性がある」と判定されたものについては、耐震改修を行うことをいいます。

また、塀などの工作物についても、自己点検を行い、必要に応じて改善等を行うことをいいます。

### (第1項第2号関係)

- 2 「機器設備等の転倒落下防止」とは、L型金具、押さえ込み金具、コーナー金具、落下防止ベルト等を用いた機器設備の転倒落下防止対策や、窓に飛散防止フィルムを貼ることにより、災害発生時に危険なガラス片が飛び散るのを防ぐことをいいます。

### (第1項第3号関係)

- 3 「初期消火、被災者の救助、応急手当その他の初期活動を円滑に行うための準備」とは、平常時から消火器及び消火栓の位置確認、救急箱の準備等を行い、事業者及び従業員が災害発生時にそれらを円滑に使用できるよう備えておくことをいいます。

### (第1項第4号関係)

- 4 「飲料水、食糧その他の必要となる物資」とは、次のものをいいます。

- (1) 飲料水

1人1日3リットルを目安とし、7日分程度（従業員を考慮した人数分）

- (2) 食糧

インスタント食品、乾パン、缶詰等7日分（従業員を考慮した人数分）

- (3) 医薬品

消毒液、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、脱脂綿、ばんそうこう、包帯等

- (4) 日用品

ティッシュペーパー、トイレットペーパー、懐中電灯、ラジオ、電池、缶

切り、ナイフ、マッチ、ライター等

(5) 衣類

毛布、軍手、厚手の手袋等

(6) その他

ヘルメット、簡易トイレ等

(第1項第5号関係)

- 5 「避難所」とは避難生活を送るための屋内施設（小中学校など）をいい、「避難場所」とは切迫した災害の危険から逃れるための場所（小中学校グラウンド、旭公園、七曲公園など）をいいます。避難所及び避難場所の一覧については、市ホームページに掲載しています。

(第1項第6号関係)

- 6 「防災情報の収集」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙、出前講座等の機会を通じて、防災・減災に関する情報を収集することをいいます。

- 7 「伝達体制の確立」とは、災害時に連絡がスムーズに行えるよう、あらかじめ伝達ルートを確認を行っておくことをいいます。

(第2項第1号関係)

- 8 「管理する施設及び設備の安全確保」とは、防災上必要な施設・設備の点検や安全確認を定期的に行うことをいいます。

(第2項第3号関係)

- 9 「災害応急対策」とは、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置を講ずることであり、その内容は、第3章で規定しています。

(第2項第4号関係)

- 10 「従業員の一斉帰宅の抑制」とは、二次被害から従業員の身体、生命を守るため、従業員の一斉帰宅を抑制し、勤務先の安全な場所に待機させることをいいます。

(市の責務)

第8条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から最優先で守るとともに、被害を最小限にとどめ、市民生活や経済活動への支障を極力少なくするため、平常時から次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修
- (2) 管理する道路施設、河川施設、上下水道施設等の安全確保
- (3) 災害対策に関する計画の策定及び防災活動の推進並びに災害に対する危機管理体制の整備
- (4) 避難者等に必要な飲料水、食糧その他の必要となる物資の備蓄
- (5) 防災情報の収集及び伝達体制の確立
- (6) 職員の防災減災対策に関する知識及び意識の向上
- (7) 県、防災関係機関及び市民等と連携した災害対策
- (8) 市民等に対する防災知識向上のための啓発
- (9) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導、啓発及び支援
- (10) 家具等の転倒落下防止対策及びガラス等の飛散防止対策の推進及び支援
- (11) 自主防災組織、災害ボランティア等が活動を行いやすい環境の整備

2 市は、災害発生時に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 災害情報の収集及び市民への情報提供
- (2) 早期の救難、救助、水防活動、消防活動及び応急措置
- (3) 業務継続計画に基づく行政機能の継続性の確保
- (4) 二次災害の防止対策

3 市は、災害発生後に市民等の協力を得て、早期の復旧及び復興に努めなければならない。

## 第1 趣旨

本条は、市が自らの責任において、平常時及び災害発生時に行うべき基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について、市の各部局が一体となって、具体的な手段を講ずるよう義務を課したものです。

## 第2 解釈・運用

### (第1項第1号関係)

- 1 「所有する建築物の耐震性の確認及び耐震改修」とは、所有する建築物のうち、施設については、耐震診断により耐震性を確認し、診断結果が「倒壊する可能性が高い、又は倒壊する可能性がある」と判定されたものについては、耐震改修を行うことをいいます。

また、塀などの工作物についても、自己点検を行い、必要に応じて改善等を行うことをいいます。

### (第1項第2号関係)

- 2 「道路施設、河川施設、上下水道施設等」とは、道路施設、河川施設、上下水道施設、橋りょう、公園のことをいいます。

### (第1項第3号関係)

- 3 「災害対策に関する計画」とは、知多市地域防災計画、知多市業務継続計画、知多市津波避難計画等の計画をいいます。

### (第1項第4号関係)

- 4 「飲料水、食糧その他の必要となる物資の備蓄」の市の状況は、毎年度、防災年報に記載し、市ホームページに公開しています。

### (第1項第5号関係)

- 5 「防災情報の収集」とは、国、県、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を通して、防災に関する情報を収集することをいいます。
- 6 「伝達体制の確立」とは、災害発生時に連絡がスムーズに行えるよう、防災行政無線、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の周知、広報車の整備等を行っておくことをいいます。

### (第2項第4号関係)

- 7 「二次災害の防止対策」とは、大規模災害発生時に、知多市地域防災計画に基づき、浸水、土砂災害、建築物の倒壊、火災などの二次的な災害が発生しないよう必要な対策を実施することをいいます。

(議会の責務)

第9条 議会は、市の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常時から地域の特性を勘案した防災・減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行うよう努めなければならない。

2 議会は、災害発生時に被害状況を把握し、迅速な意思決定、多様な市民要求の反映その他議会としての権能を適切に果たすとともに、市民に対する情報発信等、適切な対応に努めなければならない。

3 議会は、国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整等、働きかけを行い、災害予防、災害応急対策及び復旧、復興の推進に努めなければならない。

4 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災・減災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

## 第1 趣旨

本条は、議会が自らの責任において、災害に備えるべき基本的事項を定めるとともに、それぞれの事項について、具体的な手段を講ずるよう、努力義務を課したものです。

## 第2 解釈・運用

(第1項関係)

1 「市の区域」とは、市内全ての場所をいいます。

2 「地域の特性を勘案した防災・減災に関する調査及び研究」とは、海岸沿いと内陸部等、地域によって懸念される被害が異なることから、それぞれの地域に合った防災・減災に関する対策を議会と市が協力して考えていくことをいいます。

(第3項関係)

3 「災害予防」とは、平常時から災害の発生を抑制するために必要な措置を講ずることであり、その内容は第2章で規定しています。

## 第2章 災害予防対策

(災害に強いまちづくりの推進)

第10条 市は、総合計画に掲げる道路、河川、海岸、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備その他の事業を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進しなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等、過去の災害で得た教訓や課題を踏まえ、市として「災害に強いまちづくり」を総合的に推進することを明確に意思表示したものです。

### 第2 解釈・運用

「災害に強いまちづくりを総合的に推進」とは、災害時にたとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視した地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード、ソフトの施策を組み合わせた多重防御による災害予防対策を推進することをいいます。具体的には、生活道路、公園、緑地等の整備促進による避難路及び延焼遮断帯の確保、災害に備えた河川・海岸保全施設の整備、災害の危険性のある地域における市街化の抑制、ハザードマップの作成、避難訓練の実施、避難場所の確保、無線等情報通信設備の整備等の施策を柔軟に組み合わせて実施していくことです。

(防災知識の普及等)

第11条 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民等の防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、市民の防災に関する能力向上のため、自主防災組織及び事業者と連携し、積極的に防災訓練を実施するよう努めなければならない。

3 市は、教育施設及び保育園等の社会福祉施設において、園児、児童及び生徒等に応じた防災に関する知識、技術及び災害発生時において適切に行動する力、生命を守る力を身に付けることができるよう、防災に関する教育の推進に努めなければならない。

## 第1 趣旨

本条は、市が市民等に対し、防災に関する知識の普及及び意識の高揚に向けた防災活動の紹介や市民等との定期的な話し合い等の対策を講ずるよう、努力義務を課したものです。

## 第2 解釈・運用

(第1項関係)

1 「防災に関する知識の普及及び情報の提供」とは、市ホームページ、広報紙、新聞、テレビ、ラジオのほか、市民等からの求めに応じて行う出前講座等の機会を通じて、市民等への知識の普及に努め、過去の災害情報や取組等の情報を提供することをいいます。具体的には、過去に起きた台風、集中豪雨、大規模地震の記録及び被災状況等を周知すること、過去の震災等を教訓に、地域住民が個々（自助）に、又は連携（共助）して取り組んでいる防災活動を紹介すること、国、県及び市が計画し、又は講じている防災・減災対策（災害に対する予防策、応急対策及び復旧・復興対策）を周知することをいいます。

2 「市民等の防災意識の高揚」とは、前述の取組のほか、家庭での自助の取組として、例えば「家庭防災の日」を定めることを促す等して、市民等に対して、定期的（毎月1回程度）に身の回りの安全対策や避難場所の確認、非常持ち出し品や備蓄品の点検等について、話し合ってもらふことをいいます。また、そ

の他防災に関する啓発活動を、市ホームページや広報紙、出前講座等で継続して行うことをいいます。

(自主防災組織及びボランティアに対する支援等)

第12条 市は、自主防災組織の活動に対して、指導的役割を担う人材の育成等、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、災害ボランティアコーディネーター（ボランティアによる活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）の育成に努めなければならない。

3 市は、災害発生時に、ボランティア活動が円滑に実施されるよう人材の確保及びボランティアの受入体制の整備に努めなければならない。

4 市は、自主防災組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が、相互に連携を図り補完し合うことにより、被災者に対して必要な活動を一体的かつ効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。

## 第1 趣旨

本条は、市が自主防災組織の支援及びボランティアの整備を行うために、防災に関する知識や技術を提供し、必要な支援を行うとともに、平常時から合同での研修や訓練等を通して、自主防災組織や消防団等の支援団体のネットワークづくりの促進に努めるよう求めたものです。

## 第2 解釈・運用

1 本条における「ボランティア」は、災害時に復旧・復興活動を行うボランティアと、平常時から防災対策のための活動を行うボランティアの両方を含みます。

(第1項関係)

2 「指導的役割を担う人材の育成等」とは、災害時に自主防災組織を機能させるための中心的役割を担う人材として、ボランティア活動に必要な知識、経験を持つ者の育成等を行うことをいいます。

(第4項関係)

3 「その他災害時に支援活動を行う団体」とは、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO法人のほか、医療機関の医師等で編成する医療救護チーム等

をいいます。

- 4 「ネットワークづくり」とは、各団体間における情報の共有化、連絡体制の整備等を行うことをいいます。

(要配慮者への支援)

第13条 市民等及び市は、災害発生時に備え、要配慮者に配慮した情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう、体制の整備に努めなければならない。

2 避難所である施設の管理者は、要配慮者に配慮した施設の整備に努めなければならない。

3 市は、要配慮者に対する施策の推進に当たっては、警察署、消防団、自主防災組織、コミュニティ、町内会、自治会、区及び民生児童委員等に協力を要請することができる。

## 第1 趣旨

本条は、市が要配慮者に対し、支援が円滑に行える体制をあらかじめ整備しておくよう定めるとともに、市が防災機関等へ協力を要請することができることを明確にしたものです。

## 第2 解釈・運用

### (第1項関係)

「要配慮者に配慮した情報提供及び避難の支援」とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者及び日本語が不自由な外国人等の要配慮者に対して、それぞれの実情に合った情報提供及び避難の支援を行うことをいいます。

(避難行動要支援者に係る名簿情報の整備)

第14条 市は、法第49条の10第1項の規定に基づき、避難行動要支援者の支援を行うために必要な名簿情報を整理し、法第49条の11第2項の規定に基づき、当該情報を行政区、民生児童委員その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。

2 前項の規定により、名簿情報の提供を受けた者は、当該名簿情報を適正に管理するとともに、法第49条の13の規定に基づき、避難行動要支援者の支援以外の目的で使用してはならない。

## 【解説】

### 第1 趣旨

本条は、避難行動要支援者に対し、速やかな情報提供に必要な名簿の整備を市が行うよう定めたものです。

### 第2 解釈・運用

(第1項関係)

1 「必要な名簿情報を整理」とは、避難行動要支援者に対して、支援を行うために必要な避難行動要支援者名簿を作成し、管理することをいいます。避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 行政区名
- (6) 電話番号その他の連絡先
- (7) 避難支援等を必要とする事由
- (8) その他避難支援等の実施に関し必要と認められる事項

2 「当該情報を行政区、民生児童委員その他の避難支援等の実施に携わる関係者に提供する」とは、本人の同意が得られた場合において、平常時に名簿情報

を行政区、民生児童委員その他の避難支援等の関係者に提供することをいいます。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、本人の同意がなくても提供することができます。

(第2項関係)

3 名簿の管理方法は、次のとおりとします。

- (1) 要配慮者の把握（前条に掲げる要配慮者の情報を入手する。）
- (2) 要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を満たしている者の抜粋
- (3) 適宜の更新

4 名簿情報を適正に管理させるために、市は次の対策を講ずるものとします。

- (1) 必要以上に情報を複製しないことなどを指導する。
- (2) 情報提供に当たっては、「情報提供に関する確認書」を締結する。
- (3) 情報管理についての説明会等を行う。
- (4) 万一事故が発生した場合は、報告を義務付ける。
- (5) 情報更新等による古い名簿の廃棄については、市が引き取って焼却処分する。
- (6) 任期満了時における関係書類の取扱い（引継ぎ、市への返却等）については、市があらかじめ定めておく。

### 第3章 災害応急対策

#### (災害応急措置及び対策)

第15条 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を抑制し、又は災害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項について、必要な措置又は対策を講ずるものとする。

- (1) 救出用及び救助用の資機材等の整備に関すること。
- (2) 飲料水、食糧その他避難生活に必要な物資の備蓄等に関すること。
- (3) 緊急輸送に関すること。
- (4) 避難所に関すること。
- (5) 道路上の障害物の除去に関すること。
- (6) 医療救護に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めた事項

2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等に対し、直ちに避難及び被害の状況並びに応急措置等に関する情報を提供するものとする。

#### 第1 趣旨

本条は、災害の発生を抑制し、災害の拡大を防止するために行うべき対策を定めたもので、災害応急措置を円滑に行うために、市が平常時から対策しておくべきことを示したものです。

#### 第2 解釈・運用

##### (第1項関係)

1 「県及び防災関係機関と連携して」とは、災害対策本部を立ち上げ、県及び防災関係機関に報告及び通報するとともに、連絡手段を確立することをいいます。

##### (第1項第1号関係)

2 「救出用及び救助用の資機材等の整備」とは、次に掲げる救出・救助用資機材を、市と自主防災組織が連携し、それぞれの責務と役割のもとで整備するこ

とをいいます。

- (1) 一般用救助機材（担架、はしご、ロープ等）
- (2) 重量物排除用機材（油圧ジャッキ、ワイヤーロープ等）
- (3) 切断用機材（油圧切断機、チェーンソー等）
- (4) 破壊用機材（ハンマードリル、削岩機等）
- (5) 測定用機材（有毒ガス測定器、酸素濃度測定器等）
- (6) その他の機材（投光機、拡声器、緩降機、発電機等）

（第1項第2号関係）

3 「飲料水、食糧その他避難生活に必要な物資の備蓄」とは、次に掲げる物資を、市と自主防災組織が連携し、それぞれの責務と役割のもとで備蓄することをいいます。

- (1) 飲料水、食糧
- (2) トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、災害用排便袋、同凝固剤）
- (3) ハソリ、ドラム缶
- (4) 寝具（毛布、寝袋）、下着衣類
- (5) 暖房器具（カセットボンベストーブ）、テント（着替え、トイレ、シャワー用）
- (6) 照明（投光機、発電機付投光機、三脚スタンド等）
- (7) 建物内間仕切りユニット
- (8) 調理器具（カセットコンロ、食器セット、鍋、やかん等）
- (9) 発電機
- (10) 電工ドラム
- (11) 浄水器、給水容器
- (12) トランシーバー
- (13) 車いす
- (14) マスク、消毒液、体温計、ゴム手袋、フェイスシールド、防護服

（第1項第3号関係）

4 「緊急輸送」の実施に当たっては、市民の避難路、緊急通行車両等のための

通行路を確保するため、道路管理者及び交通管理者（県公安委員会）が災害対策基本法、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づいて交通規制を行うとともに、救援物資等の受入れや積替え、配送等を行う緊急輸送拠点等を結ぶ緊急輸送道路を指定します。

（第1項第4号関係）

- 9 「避難所に関すること」とは、被災（避難）者を受け入れる避難所をあらかじめ指定し、これを市民に周知するとともに、避難所生活に必要な飲料水、食糧その他の生活用品を用意しておくことや、円滑な避難所の設置と運営を行うため、市職員、施設管理者及び市民向けのマニュアルを整備し、これを活用して訓練、研修等を実施すること等をいいます。

（第1項第5号関係）

- 10 「道路上の障害物の除去」とは、第3号の緊急輸送とも関連しますが、災害時の市民の避難路、緊急通行車両等の通行路を確保するため、第3条の基本理念に基づき、市民、地域、事業所、市及び防災関係機関が連携し、道路上の障害物の除去に取り組むことをいいます。なお、円滑に除去作業を行うことができるよう、それぞれの役割分担、連絡網、指揮命令系統をあらかじめ定めておくものです。

（第1項第6号関係）

- 11 「医療救護に関すること」とは、大規模な災害が発生した場合には、建物の倒壊や落下物等によって、多数のけが人が続出することが想定されるため、市、医療機関及び防災関係機関が連携して救護活動を行う場所、チーム編成、連絡網及び指揮命令系統等をあらかじめ定めておくことをいいます。

（第1項第7号関係）

- 12 「前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めた事項」とは、第1号から第6号までに掲げる応急体制の整備に関する事項のほか、不測の事態に対処するため、整備が必要と市が認める応急体制のことをいいます。

（第2項関係）

- 13 「避難及び被害の状況並びに応急措置等に関する情報」とは、避難に関する情報、市内の被害の状況、市の対策情報等をいいますが、その中には、今後

予想される注意情報や予知情報も含まれます。

(避難対策)

第16条 市は、飲料水、食糧その他の避難生活に必要な物資の確保及び供給のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等に避難所、避難場所、避難指示等の情報を提供するものとする。

3 市は、傷病者に医療を行い、救護するための体制の整備に努めるものとする。

4 市は、避難所における感染症対策のために必要な措置を講ずるものとする。

5 市民は、市及び防災関係機関からの災害に関する情報の収集に努め、危険を認知したときは、自主的に避難するとともに、市から避難に関する情報があったときは、これを考慮して自らの身の安全を確保するよう努めなければならない。

6 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うため、平常時から避難所及び避難場所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

7 自主防災組織は、災害の程度に応じて、防災に関する活動を行う機関及び団体と相互に連携し、災害時における避難経路の安全確認及び市民の避難誘導に努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、避難を円滑に行うために、市及び市民等が行うべきことを定めたものです。

第2 解釈・運用

(第1項関係)

1 「飲料水、食糧その他の避難生活に必要な物資」とは、第8条第1項第4号で備蓄することとした飲料水等をいい、災害発生時には不足した物資の供給に努めることとしたものです。

(第2項関係)

2 「避難所」とは避難生活を送るための屋内施設（小中学校など）をいい、「避難場所」とは切迫した災害の危険から逃れるための場所（小中学校グラウンド、旭公園、七曲公園など）をいいます。避難所及び避難場所の一覧については、市ホームページに掲載しています。

3 「避難指示」とは、内閣府が令和3年5月に公表した「避難情報に関するガイドライン」による警戒レベル4「避難指示」のことをいい、警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル5「緊急安全確保」についても同様に情報提供を行うものとしします。

(第3項関係)

4 「傷病者に医療を行い、救護するための体制の整備」とは、災害発生時に体調の悪い市民やけが人がいた場合に円滑に救護できるよう、救護所の場所を定め、医薬品を確保することをいいます。

(第4項関係)

5 「避難所における感染症対策」とは、避難者の健康状態の確認、手洗い等の適切な感染防止対策の徹底、衛生環境の確保、十分な換気の実施、スペースの確保、症状が出た者のための専用スペースの確保等をいいます

(第5項関係)

6 「災害に関する情報」とは、電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、医療等のライフラインに関する情報、地震、津波等の災害情報、避難情報等をいいます。

7 ここでいう「避難」は、感染症対策の一環としての、いわゆる分散避難（避難所の過密状態を防ぐため、可能な場合に親戚・知人宅等へ避難すること）を含みます。

(避難所運営)

第17条 市は、避難所及び避難場所の確保及び整備に努めるものとする。

2 市は、避難所で生活する避難者だけでなく、自宅等で避難生活を送る者も支援の対象とするよう努めるものとする。

3 市民は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、避難所運営を円滑に行うために、市及び市民が行うべきことを定めたものです。

第2 解釈・運用

(第2項関係)

「自宅等で避難生活を送る者」とは、自宅や事業所といった避難所以外の場所で避難生活を送る者をいいます。

(緊急輸送の確保)

第18条 市は、災害発生時に応急対策を円滑に実施するため、関係機関と連携し、道路啓開（緊急車両等の通行ができるように最低限のがれき等の処理を行い、簡易な段差修正により道路を使用できる状況にすることをいう。）及び車両等の調達に関し措置を講じ、緊急輸送が円滑に行えるよう努めるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係団体と調整を行うよう努めなければならない。

2 市民等は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合において、自動車の使用を自粛する等、緊急輸送が円滑に行われるように協力するよう努めるものとする。

## 第1 趣旨

本条は、災害発生時に災害応急対策を円滑に行うため、物資等の運搬に使用する緊急輸送手段の確保について、対策を講ずるよう定めたものです。

## 第2 解釈・運用

(第2項関係)

「自動車の使用を自粛する」とは、災害発生時は、地震による家屋の倒壊、道路の破損等により自動車での移動が困難になることが想定され、また渋滞、交通事故等の発生により緊急輸送の妨げとなる危険性もあることから、自動車の使用を控えるよう定めたものです。

(帰宅困難者対策)

第19条 市は、帰宅困難者に対して適切な情報提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員及び事業所に来所する者の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

3 学校及び保育所その他子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒等の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

## 第1 趣旨

本条は、市、事業者等に対し、災害発生時に帰宅することが困難になった者について、帰宅に係る混乱防止及び危険防止を講ずるよう努力義務を課したものです。

## 第2 解釈・運用

(第1項関係)

1 「適切な情報提供」とは、帰宅困難者に対する災害情報や交通機関の運行情報等の提供をいいます。

2 「その他の支援」とは、給水所や一時滞在施設（スペース、避難所）を確保するとともに、平常時から関係する鉄道等の事業者と連携する等して、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導や飲料水、食糧その他の生活用品の備蓄、一時滞在施設における秩序の維持等について、対策を講ずることをいいます。

(第2項及び第3項関係)

3 「安全の確保のために必要な対策を講ずる」とは、発災時には組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で従業員、顧客、幼児、児童、生徒等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策を講ずることをいいます。

## 第4章 復興対策

第20条 市は、災害により市内に重大な被害が発生したときは、防災関係機関との連携を図り、速やかに被災した地域の復興に必要な対策を講じなければならない。

2 市は、国及び県の策定する復興基本方針を受け、市民等の意見等を反映した復興計画を策定し、市民生活の再建及び安定に努めなければならない。

3 市民等は、市の実施する復興事業に協力し、ともに推進するよう努めるものとする。

### 第1 趣旨

本条は、災害により住家の倒壊、火災、河川の決壊、浸水、崖崩れ、液状化等や、道路その他のライフラインの寸断等、市民の生命、財産に甚大な被害が発生した場合の復興について、防災関係機関等と連携して速やかに復興に努めることとしたものです。

また、市民等に対しても、相互協力と地域との連携（共助）により、復興に努めることとしたものです。

## 第5章 応援協力

### (協力の要請)

第21条 市は、災害時に迅速かつ円滑に応援協力を要請することができるよう、あらかじめ他の地方公共団体や事業者等と防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

### 第1 趣旨

本条は、災害時に迅速かつ円滑に応援協力を要請することができるよう、あらかじめ他の地方公共団体や事業者等と応援協定を締結するよう定めたものです。

### 第2 解釈・運用

「防災に係る協定」とは、大規模災害が発生し、災害対応能力が低下したときに、被害を最小限にするため、他の地方公共団体や事業者等に支援を要請できるよう締結する協定をいいます。

なお、協定の締結状況は、地域防災計画に記載し、市ホームページに公開しています。

(他の被災地に対する支援)

第22条 市は、甚大な被害を受けた他の被災地に対し、市民等の協力を得て、県及び防災関係機関と共に必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市民等は、県、市及び防災関係機関が行う支援に協力するよう努めるものとする。

## 第1 趣旨

本条は、甚大な被害を受けた本市以外の被災地に対し、迅速かつ円滑な支援を行うよう努めることを定めたものです。

## 第2 解釈・運用

(第1項関係)

「甚大な被害を受けた他の被災地」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた大規模災害又はそれに準ずる大規模災害の被災地をいいます。